

HACCP システムの 考え方

HACCP 制度化への対応

Kazuo Hisa
日佐 和夫



大阪府立大学
食品安全科学研究センター／微生物制御研究センター
客員教授

1946年生まれ、大阪市出身。69年農林省水産大学校製造学科（現国研水産研究・教育機構水産大学校）卒業、同増殖学科研究科中退、大阪府立大学農学部獣医学科研究生。その後、スーパーマーケット品質管理、衛生管理会社などを経て、東京海洋大学大学院食品流通安全管理専攻教授、2012年退職。現在、数社の顧問を務める。（一社）全国スーパーマーケット協会「食品安全技術専門会議」委員長。

第 9 回

日本学会議法と HACCP 制度における用語の解釈

国会などが日本学会議会員任命拒否でもめている。その中で「会員は、（同会議の）推薦に基づいて内閣総理大臣が任命する（日本学会議法7条2項）」とあり、「推薦に基づいて」の法令解釈が気になっている。この「基づいて」の解釈は、「により」「に従い」に次いで拘束力があり、「を尊重して」「意見を聞いて」は拘束力が低いとされている（朝日新聞、2020年11月1日朝刊要旨）。しかし、「推薦」の拘束力については議論されていない。筆者は法律の専門家ではないが、「内閣総理大臣が任命」は、任命拒否もあり得ると考えられる。また、「会員は、（同会議の）『決定』に基づき」だったなら、任命拒否の議論は「ない」と推察する。

一方、「HACCPに基づく衛生管理」および「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」での「基づく」と「考え方を取り入れた」の拘束力（指導）の強さが、食品等事業者にとって問題とされるであろう。ここでの「基づく」は、「基づいて」と対象は異なるが、同意語であると考えられる。従って、「HACCPに基づく衛生管理」は、「HACCP制度での衛生管理」と解釈され、制度の法令順守（拘束力）が求められる。しかし、「HACCPの考え方を取り

入れた衛生管理」については、「HACCPの考え方」と「考え方を取り入れた」に分割解釈できる。この場合、「HACCPの考え方」は、それぞれの立場によって解釈が異なると推測される。

近年、行政の制度設計が「性善説」で実施され不都合を生じているように、「HACCPの考え方」に対する多様性も気になる。また同様に、「考え方を取り入れる」ことの手段なども議論になると推察する。HACCP

で用いられる「柔軟性・多様性」などは、HACCPに基づく「全体最適」ではなく、食品工場特有の「部分最適の集合体」を許容するかどうかであろう。さらに、HACCP制度の中でCodex HACCPは、その表現形式が「MUST」と「SHOULD」に区分され

ている。しかし、翻訳では「MUST（しなければならない）」とある¹⁾。近々、改訂版案²⁾が修正・承認されるようであるが、翻訳に当たっては、それらの表現形式を明確にすることが、食品等事業者に対する「柔軟性・多様性」への対応の一つと考える。

【参考文献】

- 1) 日佐和夫：HACCP 制度化での技術専門家と現場との乖離—正論肯定と暗黙知軽視—、月刊フードケミカル、p48-51、2020.11
- 2) ISO/TC34/SC17/WG11：Prerequisite programmes on food safety, 2019-12-19

